

# 議会運営委員会

日時：令和6年3月14日（木）

午後1時30分～

場所：本館3階 議場

## 事 件

1) 令和6年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて

2) その他

様式 1

追加予定議案			担当部	説明者又は報告者
<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険条例の一部を改正する条例</li> </ul>	省	略	健康福祉部	健康福祉部長 (木村 直義)
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事請負契約の締結について (熊取町立老人福祉センター整備工事)</li> </ul>	省	略	総務部	総務部理事 (井口 雅和)
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度熊取町一般会計補正予算 (第14号)</li> </ul>	省	略	総合政策部	総合政策部長 (東野 秀毅)
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度熊取町国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第4号)</li> </ul>	省	略	健康福祉部	健康福祉部長 (木村 直義)

## 令和6年3月熊取町議会定例会議事日程（案）

令和6年3月28日（木）午前10時開議

日程第1	議案第5号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	総務
日程第2	議案第6号	熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	総務
日程第3	議案第7号	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	総務
日程第4	議案第8号	被災者減免税条例の一部を改正する条例	総務
日程第5	議案第9号	附属機関条例の一部を改正する条例	総務
日程第6	議案第10号	会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例	総務
日程第7	議案第15号	教育支援センター条例	総務
日程第8	議案第18号	令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）	総務
日程第9	議案第11号	土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例	事業
日程第10	議案第12号	介護保険条例の一部を改正する条例	事業
日程第11	議案第13号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	事業
日程第12	議案第14号	下水道条例の一部を改正する条例	事業
日程第13	議案第16号	熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて	事業
日程第14	議案第17号	町道路線認定について	事業
日程第15	議案第19号	令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	事業
日程第16	議案第20号	令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	事業
日程第17	議案第22号	令和6年度熊取町一般会計予算	予算
日程第18	議案第23号	令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算	予算
日程第19	議案第24号	令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算	予算
日程第20	議案第25号	令和6年度熊取町介護保険特別会計予算	予算
日程第21	議案第26号	令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算	予算
日程第22	議案第27号	令和6年度熊取町下水道事業会計予算	予算

## 追加議事日程（案）

- 日程第1 議案第28号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第29号 工事請負契約の締結について  
（熊取町立老人福祉センター整備工事）
- 日程第3 議案第30号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第14号）
- 日程第4 議案第31号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議会選挙 選挙管理委員及び補充員の選挙  
第1号
- 日程第6 委員会提出議案 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例  
第1号
- 日程第6 委員会提出議案 議会委員会条例の一部を改正する条例  
第2号
- 日程第7 委員会提出議案 議会会議規則の一部を改正する規則  
第3号
- 日程第8 議員提出議案  
第 号
- 日程第9 議員提出議案  
第 号
- 日程第10 議員提出議案  
第 号
- 日程第11 議員提出議案  
第 号
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議会選挙第 1 号

選挙管理委員及び補充員の選挙

選挙管理委員及び補充員の任期が、令和6年3月29日に満了となるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第182条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり選挙するものとする。

令和6年3月28日提出

熊取町議会議長 河合 弘樹

記

1. 選挙すべき委員の数 4名

住 所	氏 名	生 年 月 日
熊取町 [REDACTED]	新 田 幸 夫	昭和24年7月15日
熊取町 [REDACTED]	坂 本 義 治	昭和33年6月12日
熊取町 [REDACTED]	櫻 井 一 正	昭和52年7月22日
熊取町 [REDACTED]	草 竹 宏 美	昭和30年4月7日

2 選挙すべき委員の補充員の数 4名

住 所	氏 名	生 年 月 日
熊取町 [REDACTED]	阪 口 肇	昭和29年1月31日
熊取町 [REDACTED]	下 中 博 之	昭和31年12月16日
熊取町 [REDACTED]	江 見 和 典	昭和22年1月4日
熊取町 [REDACTED]	矢 倉 久美子	昭和29年10月24日

(案)

委員会提出議案第 1 号

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

みだしの件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び議会  
会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

令和 6 年 3 月 28 日提出

議会運営委員会

委員長 坂 上 昌 史

提案理由

各種ハラスメントがもたらす弊害が社会問題として取り上げられ、ハラスメント防止  
が社会的課題となっていることに伴い、町議会としてハラスメントの防止を図るため、  
この条例案を提出するものです。

## 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

議会議員政治倫理条例（平成22年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (8) ハラスメント等公序良俗に反する言動又は行為をしないこと。

第5条第2号中「第4条」を「前条」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議員政治倫理条例（平成22年条例第21号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) ハラスメント等公序良俗に反する言動又は行為をしないこと。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(町民の調査請求権)</p> <p>第5条 町民(法第74条第5項に規定する選挙権を有する者をいう。)は、議員が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、その総数の500分の1以上の者の連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、議長(議長が調査対象となる場合は、副議長とする。以下同じ。)に調査を請求することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条</u>に規定する町工事等に関する遵守事項</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(町民の調査請求権)</p> <p>第5条 町民(法第74条第5項に規定する選挙権を有する者をいう。)は、議員が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、その総数の500分の1以上の者の連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、議長(議長が調査対象となる場合は、副議長とする。以下同じ。)に調査を請求することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第4条</u>に規定する町工事等に関する遵守事項</p>



# (案)

委員会提出議案第2号

議会委員会条例の一部を改正する条例

みだしの件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び議会  
会議規則第13条第3項の規定により提出する。

令和6年3月28日提出

議会運営委員会

委員長 坂上昌史

## 提案理由

重大な感染症のまん延防止措置の観点から若しくは大規模な災害等の発生又は公務、  
疾病、育児、看病、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委  
員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求め  
がある場合において、委員長がオンラインによる委員会を開会することができるように  
するため、この条例案を提出するものです。

## 議会委員会条例の一部を改正する条例

議会委員会条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第13条の2 委員長は、次の各号に掲げる場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開くことができる。

（1） 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生により委員会の開会場所への参集が困難である場合

（2） 公務、疾病、育児、看病、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合

2 前項の場合において、オンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例を適用する。

4 オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第16条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第13条の2第2項に規定する委員長の許可を得て委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインにより行うことができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議会委員会条例（平成12年条例第29号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>（委員会の開会方法の特例）</u></p> <p><u>第13条の2 委員長は、次の各号に掲げる場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開くことができる。</u></p> <p><u>（1） 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生により委員会の開会場所への参集が困難である場合</u></p> <p><u>（2） 公務、疾病、育児、看病、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合</u></p> <p><u>2 前項の場合において、オンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>（委員長及び委員の除斥）</p> <p>第16条 （略）</p>	<p>（委員長及び委員の除斥）</p> <p>第16条 （略）</p>

2 前項の委員長又は委員が、第13条の2第2項に規定する委員長の許可を得て委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインにより行うことができる。

# (案)

委員会提出議案第3号

議会会議規則の一部を改正する規則

みだしの件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出する。

令和6年3月28日提出

議会運営委員会

委員長 坂上昌史

## 提案理由

オンライン委員会が開かれた場合において、委員会が審査又は調査中の事件について委員でない議員に出席を求めた場合の委員外議員及び請願の紹介議員についてもオンラインで出席することができるように、この規則案を提出するものです。

## 議会会議規則の一部を改正する規則

議会会議規則（平成12年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第67条に次の1項を加える。

- 3 前2項の場合において、議会委員会条例第13条の2第1項に規定する委員会が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）で開会しているときは、委員でない議員は、オンラインにより当該委員会に出席することができる。

第92条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、議会委員会条例第13条の2第1項の規定により委員会がオンラインで開会しているときは、紹介議員は、オンラインにより当該委員会に出席することができる。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議会会議規則（平成12年議会規則第2号）の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>（委員外議員の発言）</p> <p>第67条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>前2項の場合において、議会委員会条例第13条の2第1項に規定する委員会が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）で開会しているときは、委員でない議員は、オンラインにより当該委員会に出席することができる。</u></p> <p>（紹介議員の委員会出席）</p> <p>第92条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>前項の場合において、議会委員会条例第13条の2第1項の規定により委員会がオンラインで開会しているときは、紹介議員は、オンラインにより当該委員会に出席することができる。</u></p>	<p>（委員外議員の発言）</p> <p>第67条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（紹介議員の委員会出席）</p> <p>第92条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

## 意見書一覧

### 1 意見書等

- 1) 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）  
（令和6年2月26日受付、R05熊議第000083-12号）
- 2) 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書（案）  
（令和6年2月26日受付、R05熊議第000083-13号）
- 3) 万博関連業務を中止し、能登半島地震による被災者支援、復旧に全力をつくすことを求める意見書（案）  
（令和6年2月27日受付、R05熊議第000083-14号）
- 4) 志賀原子力発電所の廃炉を求める意見書（案）  
（令和6年2月27日受付、R05熊議第000083-15号）



## 若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書(案)

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬(オーバードーズ)による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。よって政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取り組みを求める。

### 記

一、現在、濫用等の恐れがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども(高校生・中学生等)である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。

一、若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。

一、濫用の恐れがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。

一、若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年 月 日

## 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー(循環経済)の一層の推進を求める意見書(案)

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取り組みを進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を活かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

この様に、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決と共に、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。以上の観点から政府に対して、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー(循環経済)の一層の推進のために、以下の事項についての特段の取り組みを求める。

### 記

一、地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。

一、地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。

一、製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す、携帯アプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年 月 日

## 万博関連業務を中止し、能登半島地震による被災者支援、 復旧に全力を尽くすことを求める意見書（案）

1月1日に石川県能登地方を震源とする地震・津波が発生し、住宅の倒壊、土砂崩れ、火災等により多くの命が奪われ、今なお1万2000人以上の方が避難生活を余儀なくされている。避難所では食料・水が不足し、不十分な仮設トイレなど、不衛生な環境で、感染症が拡大している。暖房が無く、体力が低下して病状が悪化し、助かった命が失われる事態も発生している。

被災地の復興・支援は一刻の猶予もない喫緊の課題である。被災者の命と健康を守り、一日も早く日常の生活を取り戻すため、公衆衛生の向上・福祉の増進に全力をあげることが地方自治体の最も大切な役割である。

救命・救急活動とあわせて、ライフラインの確保、被災者の二次健康被害の防止と生活再建、河川・道路などの復旧工事など長期的な支援が必要となる。

こうした支援には、自治体職員がもつ専門性などマンパワーの発揮と多額の予算が必要となる。しかし、全国的に自治体職員数が減らされ続けているうえ、さらに大阪府と府下自治体では万博協会や万博推進局、大阪パビリオンに多数の職員を派遣し、関連業務であるライドシェアや新モビリティ検討のためのプロジェクトチーム等も設置されている。

ただでさえ、万博会場建設費は、資材高騰などで当初見込みの2倍近くになっているうえに、パビリオンの建設遅れも指摘されている。

昨年11月の共同通信社の世論調査でも、国民負担増は納得できない（75.6%）、万博は縮小・費用削減（42%）、中止を求める（35%）であった。毎日新聞12月世論調査は、入場チケットを購入したいと思うか尋ねたところ、「購入したいとは思わない」が79%だった。同月、NHK世論調査では「関心がない」がおおよそ7割である。

今、万博のための人材、膨大な費用・建築資材が、被災地復興に使われることになれば、被災者に大きな希望となり、国内からも国際社会からも歓迎されるものである。万博会場建設を強行することで、被災地の復興が妨げられるようなことは絶対に許されない。

よって本町議会は国に対し、万博関連業務を中止し、能登半島地震による被災者支援、復旧に全力をあげて強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

大阪府泉南郡熊取町議会

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣  
国際博覧会担当大臣、衆議院議長、参議院議長

## 志賀原子力発電所の廃炉を求める意見書（案）

震度7を記録した能登半島地震では、同時に津波が起き、甚大な被害が発生した。被災地の志賀原発は破損し、北陸電力は完全復旧に少なくとも半年以上かかるとの見通しを示している。

今回の地震は長さ150キロにおよぶ活断層が動き、未知の断層と連動した可能性も指摘されている。再稼働に向けた審査のために北陸電力が原子力規制委員会に提出している資料では、想定される活断層は最大で96キロであった。

志賀原発は運転停止中であったが、地震によって、1号機、2号機とも設計上の想定を超えた揺れが観測された。変圧器が故障し、外部電源が一部使えなくなり、絶縁や冷却のための油が漏れ出した。また、使用済み核燃料プールのポンプが止まり一時的に冷却が停止するなどのトラブルが起こった。

トラブルについて、北陸電力や政府がいつ、何をどこまで把握し、明らかにしていたのかという問題がある。例えば、1日16時10分の地震発生後の同49分、政府の警戒本部は、「使用済燃料の冷却の状態に異常がないことを確認」と発表している。しかし、プールの溢水（いっすい）を確認したのは、1号機で17時18分。2号機は、2日の0時55分であった。油漏れの量は当初の発表とまったく違って5倍以上だった。事実関係を十分確認する前に、「異常なし」と公表していた疑念がある。

さらに、原発事故が不幸にも発生した場合の避難計画にも問題がある。計画では輪島市や穴水町、志賀町などから最大15万人の避難を想定している。内閣府はその方法を、「基本は自家用車や支援者の車」としている。道路が寸断されたこの度の状況を見れば、とても現実的とは思えない。

能登地方では2020年12月から地震活動が活発化している。昨年5月には最大震度6強の地震が発生しており、北陸電力は、能登半島を「複雑な断層帯だ」と認めている。今後、能登半島周辺で想定を超える活断層が動き、想定を上回る揺れや津波、地盤の変化が志賀原発を襲う可能性は否定できず、それを予見することは極めて困難である。

日本は地震大国であり、すべての原発を廃炉にすることが必要であるが、とりわけ志賀原発は直ちに廃炉とすべきである。よって、本町議会は国に対し、志賀原発の廃炉を決定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

大阪府泉南郡熊取町議会

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、環境大臣  
衆議院議長、参議院議長

(案)

R05 熊議委第 号  
令和6年3月 日

熊取町議会議長 河合 弘樹 様

議会運営委員会  
委員長 坂上 昌史

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を必要とするものと決定したので、議会会議規則第74条の規定により申し出ます。

#### 記

1. 事 件 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項
2. 理 由 上記事項について本委員会が閉会中もなお継続して調査する必要があるため
3. 調査期間 令和6年3月定例会閉会から令和6年6月定例会開会まで